

## 第1節 航空安全プログラムの更なる推進

我が国民間航空の安全性を向上するため、国が安全指標及び安全目標値を設定してリスクを管理するとともに、義務報告制度・自発報告制度等による安全情報の収集・分析・共有等を行うことで、航空安全対策を更に推進する。

- 1 業務提供者におけるSMS(安全管理システム)の強化
- 2 安全基準の策定・見直し等
- 3 業務提供者に対する監査等の強化
- 4 安全情報の収集・分析等
- 5 安全文化の醸成及び安全監督の強化

## 第2節 航空機の安全な運航の確保

新技術の開発や重大事故の発生を受けて改正が進む国際基準に準拠するため、適切に国際標準を我が国の基準に反映させるとともに、我が国独自の環境の変化に応じた基準整備を適切に進める。

航空会社に対し、専門的・体系的な安全監査を引き続き実施するほか、年末年始の輸送等安全総点検なども活用し安全対策を推進する。また、事業者が社内一丸となった安全管理体制を構築・改善し、国がその実施状況を確認する運輸安全マネジメント制度については、運輸審議会答申(平成29年7月)を踏まえて事業者の取組の深化を促進するとともに運輸安全マネジメント評価を充実強化する。

安全を確保しつつ航空ネットワークの充実等を図るためには、操縦士・整備士の安定的な供給を確保することが必要であり、このため、(独)航空大学の養成規模の拡大(平成30年度から)や新たな在留資格(特定技能)による航空機整備分野での外国人の受け入れをはじめ、操縦士・整備士の養成・確保に向けた各種取組の促進や航空会社の健康管理体制の強化等を行う。

平成30年9月に策定された落下物防止対策基準が適切に実施されるよう、航空会社に対し指導・監督を行う。また、操縦士だけでなく、令和元年7月に策定した客室乗務員や整備士などに対する飲酒基準についても適切に実施されるよう、航空会社に対し指導・監督を行う。

外国航空機の安全性を確保するため、ランプ・インスペクションの充実・強化を図るとともに、外国当局との一層の連携に努める。

小型航空機の安全対策として、平成28年から定期的に開催している「小型航空機等に係る安全推進委員会」において、有識者や関係団体等の意見を踏まえながら、簡易型飛行記録装置(FDM)による事故調査、訓練・審査、リスク分析等への活用を検討・調査するための実証実験、操縦士に対する定期的な技能審査制度の実効性向上を図るための取組、注意喚起・安全啓発を図るための安全情報発信の強化などの更なる安全対策を推進していく。

国際的な危険物輸送に関する安全基準の整備に対応し、所要の国内基準の整備を図るとともに、危険物の安全輸送に関する講習会等を通じて危険物の適切な取扱いの徹底を推進する。また、荷主に対する危険物教育に有効な方法を検討し、危険物を適切に航空輸送するための安全対策を進めていく。

悪天による航空交通への影響を軽減し、航空機の運航・航空交通流管理を支援する航空気象情報について、更なる精度向上と適時・適切な発表及び関係機関への迅速な提供を実施するための整備を行う。特に、航空機の運航に必要な空港の気象状況を観測する装置の高度化を進める。また、新千歳空港において、航空機の離着陸に多大な影響を及ぼす低層ウィンドシアア(大気下層の風の急激な変化)を検知する空港気象ドップラーレーダーの更新整備を行う。加えて、Web形式で情報提供を行う空港気象情報提供装置に効率的に情報を入手・分析できるよう、ユーザーが選択した複数の航空気象情報を一画面に表示する機能を追

加する。さらに、火山灰に対する航空交通の安全の確保及び効率的な航空機運航に資する情報を提供するため、航空路火山灰情報の提供システムの更新整備を行う。

- 1 安全な運航の確保等に係る運航基準等の整備
- 2 運輸安全マネジメント評価の実施
- 3 乗員政策の推進
- 4 落下物防止対策の強化
- 5 外国航空機の安全性の確保
- 6 小型航空機等に係る安全対策の推進
- 7 危険物輸送安全対策の推進
- 8 航空交通に関する気象情報等の充実

### 第3節 航空機の安全性の確保

最新技術の開発状況や国際的な基準策定の動向等を踏まえ、航空機及び装備品の安全性に関する技術基準等を整備するとともに、航空機の検査及び整備審査を的確に実施することにより、航空機の安全性を確保する。

さらには、国産ジェット旅客機について、その安全性を確保するため、設計・製造国政府として、型式証明の審査等を着実に実施している。運航開始後の安全性の維持・継続を目的とした改正航空

法に基づき、引き続き関連規定の整備や必要な体制を整えていく。

- 1 航空機、装備品等の安全性を確保するための技術基準等の整備
- 2 航空機の検査の的確な実施
- 3 航空機の運航・整備体制に係る的確な審査の実施

### 第4節 航空交通環境の整備

航空交通の安全を確保しつつ、航空輸送の増大に対応するため、予防的な安全管理体制により安全対策を進めるとともに、老朽化が進んでいる空港基本施設（滑走路、誘導路等）、航空保安施設（無線施設、航空灯火等）等の更新・改良等を実施するほか、災害時の空港機能の確保を図るため、航空輸送上重要な空港等の耐震化及び浸水対策を実施する。

また、安全で効率的な航空交通システムの構築の

ため、航空保安システムの整備、航空交通の安全性の向上及びサービスの充実等を着実に推進する。

- 1 増大する航空需要への対応及びサービスの充実
- 2 航空交通の安全確保等のための施設整備の推進
- 3 空港の安全対策等の推進

### 第5節 無人航空機の安全対策

無人航空機については、飛行する空域や飛行方法などの基本的なルールを定めた航空法（昭27法231）やガイドライン等により、引き続き安全を確保していくとともに、「空の産業革命に向けたロードマップ2019～小型無人機の安全な利活用の

ための技術開発と環境整備～」に沿って、2022年度には都市部での補助者を配置しない目視外での第三者上空飛行など、高度な飛行を可能とするための検討を進め、引き続き利活用の拡大に対応した環境整備を図る。

## 第6節 航空交通の安全に関する研究開発の推進

航空交通の安全の確保とその円滑化を図るため、乱気流による航空機事故の防止、特殊気象下を含めた航空機運航の安全性及び効率性の向上、空港及び航空路における航空交通量の拡大、航空機運航による環境負荷（CO<sub>2</sub>、騒音）低減等に関

する研究開発を実施し、航空交通システムの高度化に寄与する。

また、航空機の離着陸時の安全性向上等を目的として、滑走路等空港土木施設の設計・施工・補修及び点検方法の高度化に関する研究を行う。

## 第7節 航空事故等の原因究明と再発防止

引き続き、航空事故等の再発防止や被害の軽減に寄与するよう、迅速かつ的確な原因究明調査を行う。さらに、必要に応じて、国土交通大臣又は原因関係者へ勧告し、また、国土交通大臣又は関係行政機関の長へ意見を述べることにより、必要な施策又は措置の実施を求め、航空交通の安全に

寄与する。さらに、関係者のニーズを踏まえ、特定の事故類型の傾向・問題点・防止策の分析結果の公表や、個別の事故等調査結果を分かりやすい形で紹介する定期情報誌を発行するなどの事故等の防止につながる啓発活動を行う。

## 第8節 救助・救急活動の充実

航空機の遭難、行方不明等に迅速かつ的確に対応するため、関係機関相互の連携を強化するなど救助・救急体制の充実・強化を図る。特に航空機の捜索・救難に関しては、遭難航空機の迅速な特定を行うため、国土交通省東京空港事務所に設置されている救難調整本部と捜索・救難に係る関係機関との実務担当者会議及び合同訓練を実施し、並びに救難調整本部において航空機用救命無線機（ELT）に登録された航空機、運航者等に関する情報の管理等を引き続き行う。

さらに、アジア太平洋地域における航空機の捜索・救難活動の連携強化のため、隣接国の捜索救難機関との間で、海上での発生を想定した捜索救難合同訓練を実施している。引き続き、合同訓練

に向けて必要な調整を行うなど、国際民間航空機関（ICAO）による「アジア太平洋捜索救難計画」を着実に進める。

また、HRET（High reach extendable turret）の化学消防車両の導入とそれに備えた訓練を実施することにより、消防体制のより一層の強化を図っていくこととする。

空港消防職員に対する、自動体外式除細動器（AED）の使用も含めた心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動を推進する。

- 1 捜索救難体制の整備
- 2 消防体制及び救急医療体制を強化

## 第9節 被害者支援の推進

国土交通省公共交通事故被害者支援室においては、関係者からの助言を得ながら、外部の関係機関とのネットワークの構築、公共交通事業者によ

る被害者等支援計画作成の促進等、公共交通事故の被害者等への支援の取組を着実に進めていく。